平成２６年（フ）第１７９７号
大阪府摂津市南別府町９番３―912号、前住所大阪府摂津市鳥飼本町５丁目６番２―303号　ブルーク一番館
債務者　西口　　翼
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８００号
大阪市旭区森小路１丁目４番９号　旭マンション401
債務者　古森　康史
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８０６号
大阪府守口市佐太東町１丁目24番３号
債務者　向井麻依子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８号
奈良県葛城市疋田502―１尺土グリーンヴィレッジＡ103、住民票上の住所奈良県大和高田市曽大根２丁目９番28号
債務者　奥村　法子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
山形県上山市金生西１丁目２番30号
債務者　酒井　タミ
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５４号
山形市小白川町５丁目25番５号　クレストハウス203号
債務者　星川　星治
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５５号
山形市大野目４丁目１番11号　雲山ハイツ122号、前住所福島市野田町３丁目７番53号アーバンハウス野田２―306号室
債務者　髙村　孝子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９号
山形市落合町205番地　ちとせノ杜
債務者　岡崎　悦子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６０号
山形市宮町４丁目８番２号　アーバン60―103号
債務者　石原　将太
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１号
山形市宮町４丁目８番２号　アーバン60―103号
債務者　石原　あい
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３号
山形市飯塚町1212番地40　Ｄ―103号市営飯塚アパートＤ棟
債務者　青柳　則仁
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
函館市亀田町６番39―301号
債務者　高橋美千子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１１１号
愛知県刈谷市東刈谷町１丁目４番地９　すみれハイツ101号
債務者　山田　正幸
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
和歌山県西牟婁郡白浜町3137番地の11
債務者　佐藤　直人
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第３３１号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町33番地12　ルミネスカネコ103
債務者　菊池　高正
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４９号
埼玉県川口市大字安行領家506番地の15　特別養護老人ホーム和楽苑
債務者　岸　　蓉子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
埼玉県越谷市大字南荻島261番地３　越谷南荻島団地３―503
債務者　笠倉　清恵
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係